天理市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市立保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立保育所設置条例施行規則(昭和62年3月天理市規則第2号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中「所長」の次に「、副所長」を加え、同条第2項を次のよう に改める。

- 2 所長の職務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 所務を統括し、所属職員を指揮監督すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、 第2項の次に次の1項を加える。

- 3 副所長は、所長を補佐し、所長の命を受けて所務を管理し、所属職員を監督する。
- 第3条を次のように改める。

(休所日)

- 第3条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。